

基本目標Ⅲ

子どもを安心して産み親子でいきいきと成長することができるまち

（1）誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

現状と課題

子どもたちを取り巻く家庭・社会の環境が変化する中、子育ての不安や負担感、孤立を解消し、次代を担う若者が安心して子どもを産み育てられる環境づくりが求められています。そのためには、妊娠、出産、子育ての全期間にわたって切れ目のない支援体制を構築し、すべての子どもが、心身ともに健やかに育つことができる環境を整えることが必要です。

区では、ベビーシッターや家事育児サポーター（産後ドゥーラ）を利用した際、費用の一部を助成する経済的支援、保育施設の利用申し込みや一時保育における利用予約のオンライン化など様々な事業を開始していますが、更なる利便性の向上と情報発信が必要となっています。

また、家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断等の基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナー等を身に付ける上で重要な役割を果たすものです。しかし、近年、家庭状況の多様化に伴い、子育てについての不安や孤立を感じる家庭が増加するなど、家庭教育を行う上での課題が指摘されています。

施策の方向性

- 産前産後の母親や家庭の家事、育児の負担を軽減する取組を進め、子育ての負担軽減を図るとともに電子申請やオンライン予約の利便性向上を進めます。
- 保健師等専門職による相談体制を充実させ、医療や福祉などの関係機関が連携して切れ目のない支援を行います。
- 家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭教育に関する学習機会提供を行い、子どもの生活習慣の習得や自立心の育成に向けて、より効果的な支援を行うための検討を進めていきます。

関連する SDGs 分野



成果指標

指標名	現状値	目標値(令和11年度)
子育てについて、楽しいことが多いと思う保護者の割合	未就学児保護者:84.8% 小学生保護者:76.9%	90%

プロジェクト事業

事業名: 母子保健サービスの充実

■地域保健課

事業区分	総合的な子ども家庭支援プロジェクト	事業番号	Ⅲ-(1)-01
事業概要	妊娠期から出産・子育て期にわたり、一貫して相談支援を行う「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体的に実施し、安心して出産・子育てができるよう、包括的な支援体制の充実に向けて取り組む。		
現況	全妊婦を対象とした妊婦面接等の実施を通して、支援が必要な妊婦を把握し、関係機関と連携しながら継続的な相談・支援を行っている。また、妊婦面接実施に併せて育児用品カタログギフト等の配布を行い、経済的な支援を図っている。さらに、産後の母親に対し、心身のケア、育児の相談等を行う産後ケア事業を拡充する等、妊娠期から出産・子育て期にわたる支援の充実に努めている。		
最終年度 達成目標	出産や育児に不安を抱える区民が適切に把握され、保健師等の専門職が繋がり、医療、福祉、子育て分野等の関係機関による必要な支援が行われている。		
取組手順	・妊婦面接の実施や、健診事業・産後ケア事業等の効果的な展開を図ることにより、保健師等の専門職が繋がる一層の機会を創出 ・相談・支援の充実に向けた検討、関係機関との連携強化		

事業名: こども総合相談センター(仮称)の整備<再掲>

■子ども家庭支援拠点整備課

■こども家庭センター

事業区分	総合的な子ども家庭支援プロジェクト	事業番号	I-(3)-02
事業概要	令和13年度を目途に、妊娠期から青年期までの子どもとその家庭に対する総合的な支援体制の構築、拠点整備を目的として、こども総合相談センター(仮称)整備に向けた検討を進める。		
現況	こども総合相談センター(仮称)で行う支援のあり方を見据え、鷹番保育園跡で開設する「こども家庭センター」での事業のあり方(児童福祉と母子保健事業の連携内容、子育てふれあいひろば事業のあり方と事業展開等)の検討を進めた。		
最終年度 達成目標	・こども総合相談センター(仮称)内に設置する機能、サービス内容等詳細の決定 ・実施設計に基づく施設建設に着工		
取組手順	・こども家庭センター運営を通じたノウハウの蓄積 ・こども総合相談センター(仮称)整備に向けた取組(先進自治体の調査・研究及び機能検討、施設整備に向けた関係所管との調整、基本構想・基本設計・実施設計の策定)		

事業名: こども家庭センター開設＜再掲＞ ■こども家庭センター

事業区分	総合的な子ども家庭支援プロジェクト	事業番号	I-(3)-04
事業概要	総合的な子ども家庭支援体制の構築に向けた第一段階として、こども家庭センターを開設し、児童福祉機能と母子保健機能の一体的運営を試行していく中で、子どもの健やかな成長と安心して子どもが産み育てられる環境づくりに取り組む。		
現況	令和7年度のこども家庭センター開設に向けて、児童福祉機能と母子保健機能の一体的なサービス運営の進め方について検討を進めてきた。また、地域で活動をしている団体と、地域で子育て子育てを支援していくためのあり方の検討を進めている。		
最終年度達成目標	・こども家庭センター運営において、児童福祉機能と母子保健機能の一体的な支援が確立している。 ・こども家庭センターが、子育て家庭同士のつながる拠点となっている。 ・公民連携による子育て子育て支援のネットワークの方向性が具体化している。		
取組手順	・こども家庭センターでの児童福祉と母子保健サービスの一体的な運営 ・めぐろ子ども子育てサポートグループ登録団体との連携協力(子どもと子育て家庭が気軽に立ち寄れる居場所づくり、子育てネットワークの創出)		

新規・拡充事業

事業名: ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援) ■子ども若者課

事業区分	新規	事業番号	Ⅲ-(1)-02
事業概要	日常生活上の突発的な事情やリフレッシュ等の目的により一時的に保育が必要となった場合や、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者がベビーシッターを利用する際に、料金の一部を助成する。		
現況	児童1人につき年度当たり144時間(多胎児の場合は、児童1人につき年度当たり288時間まで)を上限に、日中利用は1時間2,500円、夜間利用は1時間3,500円上限として補助を行っている。		
計画目標	利用者数の増加		

事業名: **保育に係る各種手続のオンライン化** ■保育課

事業区分	新規	事業番号	Ⅲ－(1)－03
事業概要	認可保育園の申込等、各種手続のオンライン申請環境の拡充を図り、保護者の利便性を向上させる。		
現況	令和6年10月から、教育・保育の給付認定申請及び保育施設の利用申込について、ぴったりサービスを用いたオンライン申請を開始した。その後も順次、対応手続の拡大、申請方法の充実を図っている。		
計画目標	保育施設利用の申込におけるオンライン申請の割合向上		

事業名: **一時保育予約申込のオンライン化** ■保育課

事業区分	新規	事業番号	Ⅲ－(1)－04
事業概要	一時保育利用予約のオンライン化を行い、保護者の負担軽減及び利便性の向上を図る。		
現況	令和6年5月1日から一時保育実施施設 3 園でオンラインによる予約申込の先行導入を開始した。今後実施施設の拡充及び更なる利便性の向上を図る。		
計画目標	令和7年度 8 施設 令和8年度 10 施設		

事業名: **家事育児サポーター(産後ドゥーラ)利用費助成事業** ■子ども若者課

事業区分	新規	事業番号	Ⅲ－(1)－05
事業概要	不安を抱えやすい産後間もない母親に寄り添い、子育てが軌道に乗るまでの期間、心身の回復や家事育児のサポート等を区と連携している家事育児サポーター(産後ドゥーラ)により実施し、同サポーターによる支援サービスを利用した区民に対し、利用費の一部を助成する。		
現況	令和4年度に事業開始 令和5年度の実施状況 【単胎児】プランニング:123回、支援サービス:4, 534時間 【多胎児】プランニング:7回、支援サービス:322時間 令和6年度も同内容で推移		
計画目標	令和 7 年度以降安定的に実施する。 利用者と家事育児サポーターのマッチングが適切に行われるように継続して支援を行う。		

事業名： 伴走型相談支援**■地域保健課**

事業区分	新規	事業番号	Ⅲ－(1)－06
事業概要	妊娠期から出産・子育て期にわたり、助産師等の専門職が妊娠・出産・子育てに関する相談に身近な地域で応じる伴走型相談支援を実施する。		
現況	・ゆりかご・めぐろ事業(妊婦面接相談) - ゆりかご相談員(助産師等)が、面接を実施し、情報提供や相談対応を行っている。継続的に支援が必要な妊婦には支援プランを作成し、関係機関等と連携し見守りや支援を行っている。 ・妊娠8か月面接 - 妊娠8か月頃の妊婦にアンケートを実施し、面接等を希望する妊婦及び回答内容から支援が必要と判断した妊婦を対象に面接及び電話相談を実施している。		
計画目標	妊娠中のさまざまな不安を軽減し、安心して出産を迎えるために、継続して実施していくとともに、見守りや継続支援ができるよう支援体制の充実を図る。		

事業名： 多胎児家庭等への支援**■地域保健課**

事業区分	新規	事業番号	Ⅲ－(1)－07
事業概要	同時に二人以上の妊娠、出産、育児等をするに伴う身体的又は精神的負担等多胎児家庭特有の困難に対して支援を行い、多胎児家庭が安心して子育てをする環境を整備する。 多胎妊娠に伴い自費で受診した妊婦健康診査費用の一部助成や予防接種や乳幼児健診に参加する際の移動経費を補助する。		
現況	・多胎妊婦に対する妊婦健康診査費用助成 - 多胎妊娠に伴い、妊婦健康診査受診券14回分の回数を超えて自費で受診した健診費用について、一定額を助成している。 ・多胎児家庭支援事業(さくらんぼ・めぐろ) - 外出時の困難さを抱える多胎児家庭を支援するため、乳幼児健診や予防接種、多胎児懇談会等に参加する際の移動経費を補助している。 ・多胎プレファミリー講座及び多胎児懇談会 - 妊婦に対する多胎の知識や実際の育児について学ぶ講座の開催、多胎児とその家族等の交流、情報交換及び育児の悩み相談を目的とした懇談会を行っている。		
計画目標	多胎児家庭特有の困難に対して支援を実施していくとともに、ニーズに合ったサービスの検討を進めていく。		

事業名: 特定不妊治療費(先進医療)助成事業 ■地域保健課

事業区分	新規	事業番号	Ⅲ-(1)-08
事業概要	保険適用された特定不妊治療と併用して実施する先進医療に係る自己負担額に対して助成を行い、不妊治療にかかる経済的な負担の軽減を図る。		
現況	令和5年9月事業開始 令和5年度実績(延べ件数) 51 件		
計画目標	効果的な事業の周知に努め、継続して実施する。		

事業名: 妊婦ごはんとオーラルケア ■地域保健課

事業区分	新規	事業番号	Ⅲ-(1)-09
事業概要	妊娠中に適切な栄養指導や歯科保健教育を行うことで知識の向上を図り、健康づくりを推進する。		
現況	令和3年度から実施 令和3年度 33人 令和4年度 43人 令和5年度 44人		
計画目標	衛生教育を実施することで、健康に関する正しい知識の普及を行う。		

事業名: 産後ケア事業 ■地域保健課

事業区分	拡充	事業番号	Ⅲ-(1)-10
事業概要	目黒区内に在住する(区内に住民登録がある)出産後 1 年未満(宿泊型・通所型・訪問型によってそれぞれ利用可能な対象月齢が異なる。)で、心身の不調や育児支援が得られない等の母子に対し、ケアや育児指導等を行う。		
現況	産後ケア事業(訪問型・宿泊型・通所「集団」型)を実施している。 またこれらに加え、令和6年度新たに通所「個別」型の事業を開始している。 令和5年度(実人数) ・訪問型 241人 ・宿泊型 444人 ・通所「集団」型 104 人		
計画目標	支援を必要とするすべての産婦が利用できるよう産後ケア事業の拡充など支援の体制を強化していく。 令和7年度～ 宿泊型の利用施設を拡大		

継続事業

No	事業名	事業内容	担当課
Ⅲ－(1)－11	妊婦健康診査	妊娠の届け出をした妊婦に対して、妊婦死亡率の低下や妊娠中の母体と胎児の健康を守るため、妊婦健康診査、妊婦超音波検査、妊婦子宮がん検診を医療機関に委託して実施する。	地域保健課
Ⅲ－(1)－12	妊産婦・新生児・未熟児訪問指導・乳幼児全戸訪問事業	新生児・未熟児に対して、保健師又は助産師が訪問し、指導を行う。子育て家庭の状況を把握し、早期からの育児不安の軽減や児童虐待の早期発見等を目的として、乳児家庭に対して訪問を行う。	地域保健課 こども家庭センター
Ⅲ－(1)－13	出産準備教室	父親の育児参加を促すとともに、初めての育児を支援するため、沐浴実習や育児体験等を実施する。	地域保健課
Ⅲ－(1)－14	妊娠高血圧症候群助成	妊娠高血圧症候群 ⁵⁷ は、妊産婦の死亡原因になるとともに、未熟児等の発生原因となる等出生児に対する影響もあり得るため、早期に適切な医療を受けることを容易にするために必要な医療費の助成を行う。	地域保健課
Ⅲ－(1)－15	保健指導（保健指導票の交付）	生活保護世帯や非課税世帯の妊産婦・乳児に対し、専門医の保健指導が無料で受けられる保健指導票を交付する。	地域保健課
Ⅲ－(1)－16	妊産婦歯科健診	妊産婦の歯科疾患の予防及び早期発見による口腔衛生向上を図るため、目黒区歯科医師会へ委託して歯科健診を区内契約医療機関で実施する。	地域保健課
I－(1)－04	子育て情報の提供 <再掲>	子育て情報専用アプリ等を活用し、区の子育てに関するサービスやイベント情報、施設情報等、区民が利用しやすい情報提供・発信を行う。また、総合的な子育て情報誌「めぐろ 子育てホッ！とブック」を発行する等、あらゆる媒体で情報が手軽に入手できるようにする。	こども家庭センター
Ⅲ－(1)－17	子育て講座	家庭における子育て力の向上を目的として、身近なテーマを取り上げて講座を開催する。	こども家庭センター
Ⅲ－(1)－18	子育て家庭への就労支援	ほ・ねっとひろば ⁵⁸ で、子育て中の保護者に対してマザーズハローワークと連携して就労相談を行う。	こども家庭センター

⁵⁷ 妊娠高血圧症候群…妊娠20週以降から分娩後12週の間に、妊娠が原因で高血圧や蛋白尿の症状を呈する疾患。

⁵⁸ ほ・ねっとひろば…総合庁舎別館2階に設置されている「子育てふれあいひろば」で、子育て家庭の保護者と子どもに遊びのひろばを提供しながら、手遊び、読み聞かせや子育てミニ講座などを行っている。また、子育ての不安や悩みの相談を受けるほか、子育て情報の提供を行う。

No	事業名	事業内容	担当課
Ⅲ－(1)－19	利用者支援事業(基本型)の実施	子ども一人ひとりが健やかに成長できるように子育て家庭の身近な場所で相談に応じ、個別ニーズを把握して適切な施設や事業を円滑に利用できるように支援する。	こども家庭センター
Ⅲ－(1)－20	子育て相談・子育て相談	児童館や保育園等の各施設において、保護者や子どもからの子育てに関する悩み等に対する相談支援を行う。関係機関と連携しながら身近な相談窓口としての役割を果たしていく。	放課後子ども対策課 保育課
Ⅲ－(1)－21	家事育児支援ヘルパー派遣事業	産前・産後における妊産婦や養育者の家事負担、育児負担の軽減を目的として、一定期間、産前・産後支援ヘルパーを派遣し、育児・家事のサービスを提供する。	子ども若者課
Ⅲ－(1)－22	子育てスーパーバイザー派遣事業	子育てに関する不安や負担を感じる家庭の様々な課題に対応するため、子育てスーパーバイザー ⁵⁹ を児童館、保育園等に派遣することにより、職員が専門的な相談にも対応できるようにする。	放課後子ども対策課 保育課
Ⅲ－(1)－23	入院助産費用の援助	経済的理由で病院に入院して出産することが困難な妊産婦に対して、指定の助産施設(病院、助産院)での出産費用の一部を援助する。	子ども若者課
Ⅲ－(1)－24	家庭教育講座	学校や地域社会における集団生活のルールやマナーを子どもが身に付けていけるように、家庭でのしつけ等について、学習や交流の機会を提供する。	生涯学習課
Ⅲ－(1)－25	PTAが行う家庭教育事業への支援	地域社会や家庭の環境が変化する中で、どのような家庭教育が望ましいのかを保護者自身が考えあい、学び合う事業に対して支援を行う。また、PTAが家庭教育講座に取り組みやすいよう、情報提供や学習相談を行う。	生涯学習課

⁵⁹ 子育てスーパーバイザー…児童にかかわる問題等の改善、児童及び保護者へのカウンセリングの充実等を目的とし、児童館・保育園の職員の資質を向上させるために派遣する臨床心理士等。

プロジェクトコラム⑧

-Part3- こども家庭センターを設置し、



児童相談所との連携が重要になっています

<Part2のつづき>

これまで触れてきたように児童相談所は、児童虐待に対することだけでなく、日ごろの子育て相談支援や子どもの障害についての相談支援など幅広い業務を担っており、児童相談所の必要性をご理解いただけたかと思います。

しかし、虐待相談対応件数案件の増加（顕在化）だけでなく、核家族化の進展等により子育て家庭の孤立、育児不安の増加が社会的な問題となっており、こうした問題に対して児童相談所だけで対応するのは限界にきています。

そうした状況を背景として、平成16年に児童福祉法が改正され、身近な子育て支援に関する相談支援は区市町村業務とすることが明確化されました。また、平成28年の児童福祉法改正では、子どもを主体として、区市町村は、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」と子どもに対する必要な支援を行うための拠点である「子ども家庭総合支援拠点」の設置が努力義務とされました。

さらに令和4年の児童福祉法改正では、区市町村は「子育て世代包括支援センター（母子保健）」と「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」の組織を見直し、すべての妊産婦、子ども、子育て世帯へ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとされました。区では、鷹番保育園跡地の建物を改修して、令和7年4月にこども家庭センターを開設します。

さらに、令和13年度を目途に、東京都児童相談所とこども総合相談センター（仮称）が整備されることにより目黒区としての「総合的な子ども家庭支援体制」環境が整う予定です。総合相談支援拠点を核として妊娠期から青年期における子育てを地域で支援する「子育て地域ネットワーク」の構築により、子ども子育てコミュニティが区内の至るところに形成されることを目指します。また、要保護児童対策地域協議会を通じて、子どもに関してあらゆる関係機関がつながり、児童虐待の予防と適切な対応に取り組み、すべての子どもが健やかに成長するとともに、大人として羽ばたいていくことができるまちづくりにチャレンジしていきます。



(2) 子育て家庭への経済的支援

現状と課題

少子化の要因は様々ありますが、理想の数の子どもを持たない選択をしたり、そもそも子どもを産むことをあきらめてしまう要因の一つが、子育てに伴う経済的負担が大きいことです。

2021年に国立社会保障・人口問題研究所が実施した「出生動向基本調査」によると、理想の数の子どもを持たない理由として圧倒的に多かったのは「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」でした。

国の「こども大綱」を受けて示された「こどもまんなか実行計画 2024」では、若い世代の生活基盤の安定、子育てや教育に関する経済的負担の軽減などに取り組んでいくとされています。

区においても、子育て家庭に対する給付等を通じて、様々な経済的支援を行っています。

次代を担う子どもたちが将来、安心して子どもを産み育てられる持続性のある循環型社会の構築に向けて、個々の状況に応じて適切な経済的支援を受けられる仕組みづくり、国、都と連動した効果的な支援が求められます。

施策の方向性

- 妊娠の届出時から身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠・出産・子育てに係る経済的支援を継続していきます。
- 教育、医療、障害、子育てなど、個々の状況に応じた手当、給付などを通じて、子どもと子育て家庭に対する経済的支援を進めていきます。
- ひとり親家庭に対する経済的支援を通じて、子どもの育ちを支えていきます。

関連する SDGs 分野



成果指標

指標名	現状値	目標値(令和11年度)
経済的支援を必要としている保護者	未就学児保護者:43.1% 小学生保護者:42.2%	40%

新規・拡充事業

事業名： 伴走型相談支援<再掲>

■地域保健課

事業区分	新規	事業番号	Ⅲ－(1)－06
事業概要	妊娠期から出産・子育て期にわたり、助産師等の専門職が妊娠・出産・子育てに関する相談に身近な地域で応じる伴走型相談支援を実施する。		
現況	・ゆりかご・めぐろ事業(妊婦面接相談) - ゆりかご相談員(助産師等)が、面接を実施し、情報提供や相談対応を行っている。継続的に支援が必要な妊婦には支援プランを作成し、関係機関等と連携し見守りや支援を行っている。 ・妊娠8か月面接 - 妊娠8か月頃の妊婦にアンケートを実施し、面接等を希望する妊婦及び回答内容から支援が必要と判断した妊婦を対象に面接及び電話相談を実施している。		
計画目標	妊娠中のさまざまな不安を軽減し、安心して出産を迎えるために、継続して実施していくとともに、見守りや継続支援ができるよう支援体制の充実を図る。		

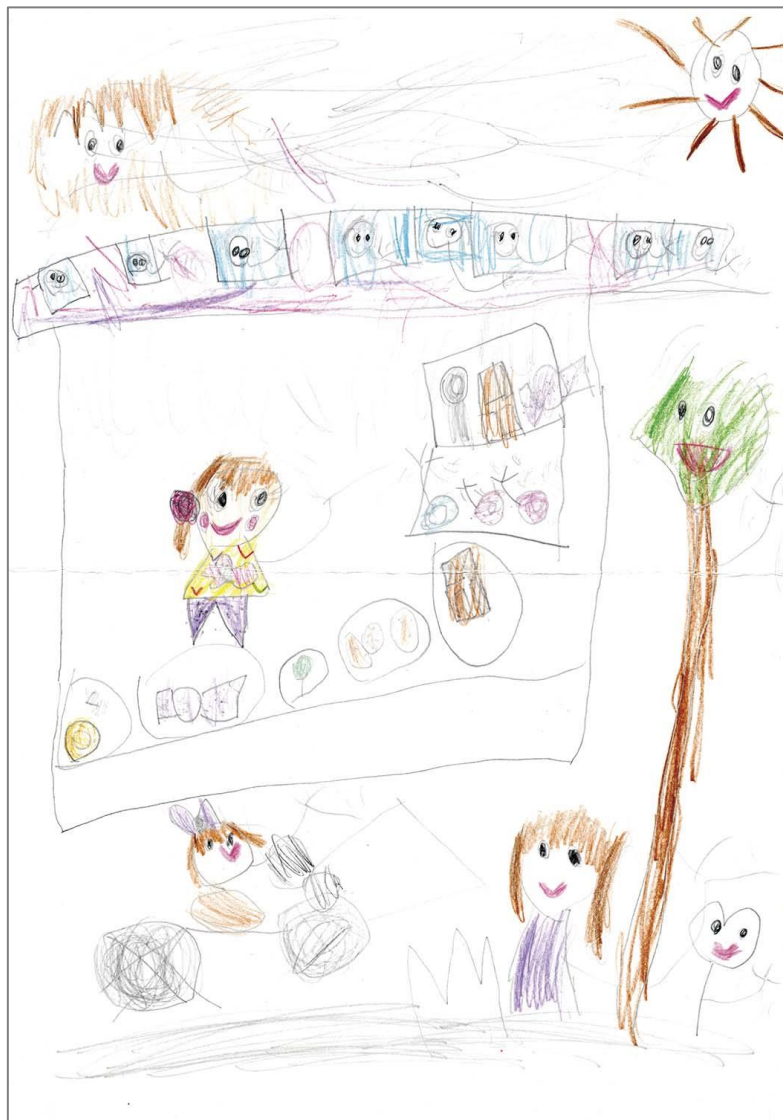
事業名： 妊娠期・出産・子育て期にわたる伴走型相談支援と経済的支援

■地域保健課

事業区分	新規	事業番号	Ⅲ－(2)－01
事業概要	妊娠期から出産・子育て期にわたり、妊娠・出産・子育てに関する相談に身近な地域で応じる伴走型相談支援を実施するとともに、育児用品の購入費等を支援する経済的支援を一体的に行う。		
現況	・初回産科受診費用助成事業 - 低所得世帯に属する妊婦の初回の産科受診費用を助成している。 ・出産・子育て応援ギフト - 育児用品の購入費等を支援するため、出産応援ギフト及び子育て応援ギフトとして専用ウェブサイトで利用可能な電子クーポンを支給している。 ・新生児誕生祝金 - 目黒区へ出生通知票を提出した世帯に対し祝金を支給している。 ・ファーストバースデーサポート 1歳の誕生日頃にアンケートを実施し、育児に役立つギフトを支給している。		
計画目標	安心して出産・子育てができるよう経済的負担の軽減を図りつつ、家庭状況を継続的に把握し必要な支援につなげる。		

継続事業			
No	事業名	事業内容	担当課
Ⅲ－(2)－02	外国人学校補助	外国人学校に在籍する児童生徒の保護者に対して、その授業料負担の軽減を図るために一定額の補助金を支給する。	総務課
Ⅲ－(2)－03	養育医療(未熟児養育医療)費助成	未熟児又は呼吸器系や消化器系の異常等により入院養育が必要と認められ、指定医療機関に入院した乳児を対象に、医療費の自己負担分を助成する。	地域保健課
Ⅲ－(2)－04	小児慢性疾患の医療費助成	小児慢性特定疾病に罹患している児童を対象に、医療費の自己負担分を助成する。	保健予防課
Ⅲ－(2)－05	育成医療費助成	身体に障害があり、手術等によって障害の軽減が期待できる 18 歳未満の児童を対象に医療費を助成する。	地域保健課
Ⅲ－(2)－06	障害児福祉手当の支給	政令で定められた障害の程度に該当する障害児を対象に、生活の安定を確保するため、障害児福祉手当の受付及び給付を行う。	障害者支援課
Ⅲ－(2)－07	児童手当、子ども医療費助成	児童の保健の向上に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成を目的として、高校生年代までの児童の養育者に手当を支給し、児童の医療費を助成する。	子ども若者課
Ⅲ－(2)－08	児童育成手当、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭等に手当を支給し、医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、その福祉の増進を図る。	子ども若者課
Ⅲ－(2)－09	児童育成手当(障害手当)、特別児童扶養手当	障害のある児童の監護・養育者に手当を支給し、その福祉の増進を図る。	子ども若者課
Ⅲ－(2)－10	私立幼稚園等園児保護者に対する負担軽減	私立幼稚園等園児の保護者に対して、経済的な負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図る目的から、入園料補助、保育料補助、施設等利用給付等を実施する。	子ども若者課
Ⅲ－(2)－11	母子及び父子福祉資金貸付	20 歳未満の子どもを扶養している母子及び父子家庭に、入学や修学、技能習得等自立に必要な資金の貸付けをする。	子ども若者課
Ⅲ－(2)－12	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の親の就労を促進するため、雇用保険の教育訓練給付金制度の指定教育訓練講座を受講し、修了したときに講座受講料を一部支給する。	子ども若者課
Ⅲ－(2)－13	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の親の就業に向けた資格の取得のため、修業訓練中における生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にするため、訓練促進給付金を支給する。	子ども若者課

No	事業名	事業内容	担当課
Ⅲ－(2)－14	就学援助	経済的理由により就学困難な国公立小・中学校に在学する児童・生徒に対し就学援助費を支給する。	学校運営課
Ⅲ－(2)－15	ファミリー世帯家賃助成	目黒区内の民間賃貸住宅に居住する、18歳未満の子を扶養する世帯に対して家賃の一部を助成することにより、居住の継続と子育ての支援を行う。	住宅課
Ⅲ－(2)－16	ひとり親世帯に対する民間賃貸住宅居住支援	ひとり親世帯等に対して民間賃貸住宅家賃助成等の居住支援を行う。	住宅課



タイトル:おいしいものがたくさんめぐろく だいすきなおかしやさん

(3) 子どもと家庭への多様な支援

現状と課題

子どもの養育、教育、健康、経済面などにおいて様々な課題を抱えて生活をしている社会的配慮が必要な家庭が増えています。子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが健やかに育つ環境の整備が求められています。

そして、若者の自立に向けた取組も重要です。持続可能な社会を維持するためには、若者が社会的に自立し、子どもを産み育てたいという希望が叶う環境づくりを構築することが必要不可欠です。

また、ひとり親家庭の多くは、子どもの養育、教育、住宅など、様々な課題を抱えて生活しています。全国ひとり親世帯調査(令和3年度)によると、特に母子家庭については、就業者のうち非正規雇用が約4割を占め、平均年間就労収入が236万円と所得の低いことが深刻な問題となっており、社会的・経済的・精神的自立をめざした支援が必要です。

さらに、いじめや不登校、暴力行為等問題行動の背景には、貧困や虐待、児童・生徒の心理的な課題や、家庭や友人関係の児童・生徒が置かれている環境に課題がある場合があり、様々な要因が複雑に絡み合っていることから学校だけでは問題の解決が困難な場合も多く、積極的に関係機関等と連携して対応することが求められています。

施策の方向性

- 地域の力を活かし子どもの学習支援及び居場所づくりを進めていきます。
- 学校、家庭、関係機関等との連携を図り、児童・生徒が置かれた環境へ働きかけるなど、福祉的な支援に取り組んでいきます。
- 次代を担うすべての若者が、一人ひとりの個性や希望に応じて必要な支援を受けられるような仕組みづくりを進めていきます。

関連する SDGs 分野



成果指標

指標名	現状値	目標値(令和11年度)
子ども食堂の認知度	小学生:55.1% 中高生:76.1%	小学生:60% 中高生:80%
子ども食堂の利用率	小学生:8.7% 中高生:4.5%	10%

プロジェクト事業

事業名: 次代を担う若者への自立に向けた支援策づくり ■子ども若者課

事業区分	総合的な子ども家庭支援プロジェクト	事業番号	Ⅲ－(3)－01
事業概要	次代を担うすべての若者が、一人ひとりの個性や多様な価値観に基づき、社会的に自立していくことができるよう、必要な支援策づくりに取り組む。		
現況	少子化対策は待ったなしであり、また、持続可能な社会を維持していく上で、次代を担う若者たちが、社会的に自立し子どもを産み育てたいという希望が叶う環境づくりに取り組むことが必要不可欠な状況となっている。		
最終年度達成目標	若者たちの多様な価値観に基づき、適切な時期に必要な支援が受けられるような仕組みが構築されている。		
取組手順	・若者分野を担う組織執行体制の構築 ・多様な若者支援に向けたニーズの把握、実態調査 ・具体的支援策の検討、実施		

新規・拡充事業

事業名: 養育費確保支援事業 ■子ども若者課

事業区分	新規	事業番号	Ⅲ－(3)－02
事業概要	離婚前後の家庭等を対象に、離婚に際し子どもの権利を尊重するために必要な情報を伝える離婚前後の親支援講座の実施、養育費の取り決めにかかる公正証書作成費用の補助等により子どもの安全・安心な生活を支援する。		
現況	・親支援講座 令和3年度から開始 令和4年度～オンライン講座に変更 ・養育費に関する公正証書等作成促進補助金事業 養育費保証契約促進補助金事業 令和3年度から開始 令和4年度～継続		
計画目標	親支援講座については、より効果的に情報を伝えられるよう、講座の実施方法等の見直しを図りながら、継続して実施する。 養育費の取り決めにかかる公正証書作成費用の補助等については、親権や養育費に関する民法等の規定の見直しを踏まえ、必要な拡充等について検討していく。		

事業名： 子ども食堂推進事業**■子ども若者課**

事業区分	拡充	事業番号	Ⅲ－(3)－03
事業概要	食を通じて、地域における子どもの居場所を充実させるとともに、子どもの生活状況を把握し必要な支援につなげることを目的として、子ども食堂を運営する団体への支援を行う。		
現況	令和6年度に子ども食堂の運営支援にかかる内容を拡充し、開設支援の取組等を開始した。連絡会等により団体と情報共有を行いながら、より地域に根差した活動となるよう引き続き支援を行っていく。		
計画目標	子どもの声を取り入れつつ、団体と連携しながら、子どもが気軽に通える居場所づくりへの支援を行う。		

事業名： ヤングケアラー支援事業<再掲>**■こども家庭センター**

事業区分	新規	事業番号	I－(4)－01
事業概要	ヤングケアラーとその家庭への支援を目的として、アドバイザー配置やSNSを活用した相談対応、教育・福祉・介護・医療分野等との綿密な連携を通じてヤングケアラー支援を促進する。 また、悩みや経験を共有できる当事者同士のつながりづくりを実施していく。		
現況	令和5年度実績 ヤングケアラー支援講演会の実施や、子ども向けリーフレットを通じた周知及び啓発、関係機関や職員向けにヤングケアラー研修を実施した。 令和6年度実績 ヤングケアラーとその家庭への支援として、専門的な知見を有するアドバイザーの配置や、SNSを通じたヤングケアラーへの相談対応、教育・福祉・介護・医療分野等との綿密な連携による支援を推進した。		
計画目標	関係部署、関係機関の支援力をより向上するために、ヤングケアラーに対する理解促進を図る。また、悩みや経験を共有できる当事者同士のつながりづくりも実施していく。		

継続事業

No	事業名	事業内容	担当課
Ⅲ－(3)－04	思春期・青年期親の会	ひきこもり、不登校、摂食障害など子どもの問題に悩んでいる保護者に対し、グループや個別相談を実施し、問題に対応していく力をつける。	地域保健課
Ⅲ－(3)－05	母親の会	母親同士のグループワークにより育児不安の軽減を図る。	地域保健課
Ⅲ－(3)－06	地域の学習支援団体への支援事業	子どもの居場所の一つとして、地域で活動している学習支援団体を対象とし、より安定した活動ができるよう支援を行う。	子ども若者課

No	事業名	事業内容	担当課
Ⅲ－(3)－07	ファミリー・サポート・センター ⁶⁰ の充実	子育てを支援する人(協力会員)、子育てを支援してほしい人(利用会員)が登録をし、区民相互の子育て支援活動として、必要なときに子どもを預かる等の支援を行う。	こども家庭センター
Ⅲ－(3)－08	子育て短期支援事業(ショートステイ)の実施	保護者の病気、出張などにより、一時的に児童の養育が困難となった区民の児童を、区内の児童養護施設等で短期間養育する。	こども家庭センター
Ⅲ－(3)－09	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	ひとり親家庭で、日常生活に著しく支障がある場合、ヘルパー派遣が受けられる介護券を交付する。	子ども若者課
Ⅲ－(3)－10	母子生活支援施設の運営	子どもの養育が十分にできない等、地域での生活が困難な母子家庭の入所施設の運営を行うとともに、母子が地域で自立し、安定した生活を送ることができるよう、様々な支援を行う。	子ども若者課
Ⅲ－(3)－11	学習支援事業	ひとり親家庭や低所得世帯の子どもを対象に、学習機会の確保を図るための学習支援事業を実施する。	福祉総合課 子ども若者課
I－(4)－08	スクールソーシャルワーカー(SSW)の学校や家庭等への派遣<再掲>	不登校や虐待、非行等の子どもが抱える課題解決に向けて、学校からの要請を受け、家庭、関係機関等との連携を図り、福祉的な支援に取り組む。	教育支援課
Ⅱ－(2)－31	日本語国際学級・日本語教室<再掲>	日本語指導を必要とする児童・生徒を対象に、基礎的な日本語の習得と学校生活等への適応を図るため、児童・生徒の日本語能力の状態を把握し、個に応じた指導を行う。	教育指導課

⁶⁰ファミリー・サポート・センター…子育て支援のための会員制の組織。育児援助を希望する方に、育児援助を行いたい方を紹介し、一時的・短期的に地域で子育てを支えあう制度。

(4) 子育て家庭が集える環境づくり

現状と課題

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てを巡る環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下、子育て中の親子の孤独感や不安の増大といった問題が生じています。

そのため、一人で子育てに悩む親の気持ちに寄り添い相談に乗ることや、子育て家庭が自主的な交流を進めるための場を提供することが重要です。親同士で支え合う仲間づくりの支援に取り組み、安心して子育てができる環境を確保するとともに、地域で活動している様々な団体と連携を通じて多様なニーズへの対応、相談支援プログラムの充実など、機能の拡充が求められます。

子育てをする保護者同士の交流や地域の子どもたちの異年齢間でのふれあい、集団での遊びなど、地域における活動拠点として、地域子育てふれあいひろばを開設しています。また、児童館においては、地域の中で気軽に利用できる子育て支援施設として、保護者が子育ての悩みなどを気軽に相談できる場であることから、職員の相談スキルの向上が求められます。

施策の方向性

- 地域で活動している子ども子育てサポートグループをはじめ様々な団体など、地域の力と連携した多様なニーズへの対応やプログラムの充実を図っていきます。
- 地域子育てふれあいひろば、児童館などのネットワークを強化します。
- 職員の相談スキルの向上を目指し、研修などの充実を図ります。

関連する SDGs 分野



成果指標

指標名	現状値	目標値(令和11年度)
子育てふれあいひろば事業の年間延べ利用人数	56,945 人	増加
子育てをしている親同士の仲間が身近にいないと答えた割合	未就学児保護者:35.8% 小学生保護者:26%	未就学児保護者:25% 小学生保護者:20%

プロジェクト事業

事業名: 公民連携による地域子育てネットワークの構築

■子ども若者課
■子ども家庭支援拠点整備課
■こども家庭センター

事業区分	総合的な子ども家庭支援プロジェクト	事業番号	Ⅲ－(4)－01
事業概要	目黒区子ども条例に掲げる「地域で子育てを支える」ことを目指して、地域の様々な主体との連携を通じて、地域で子どもの育ちを支えるネットワークづくり、コミュニティづくりに取り組んでいく。		
現況	令和6年5月、地域、企業、教育機関など様々な主体との連携構築を目指して、「めぐろ子ども子育てサポートグループ」制度を立ち上げ、9月には第1回の会議を開催した。その中で、区が目指す子育てのためのネットワークづくりに賛同いただいた団体と仕組みづくりについて検討をスタートした。		
最終年度達成目標	こども家庭センターを拠点として、子育て子育てのためのネットワークづくりが進んでいる。		
取組手順	・こども家庭センター内での子ども子育て相談支援事業を通じた居場所づくり ・めぐろ子ども子育てサポートグループ登録団体を中心とした地域ネットワークづくりに向けた連携協力 ・民生委員・児童委員、主任児童委員等、その他様々な主体とのネットワークづくり		

事業名: こども家庭センター開設＜再掲＞ ■こども家庭センター

事業区分	総合的な子ども家庭支援プロジェクト	事業番号	I－(3)－04
事業概要	総合的な子ども家庭支援体制の構築に向けた第一段階として、こども家庭センターを開設し、児童福祉機能と母子保健機能の一体的運営を試行していく中で、子どもの健やかな成長と安心して子どもが産み育てられる環境づくりに取り組む。		
現況	令和7年度のこども家庭センター開設に向けて、児童福祉機能と母子保健機能の一体的なサービス運営の進め方について検討を進めてきた。また、地域で活動をしている団体と、地域で子育て子育てを支援していくためのあり方の検討を進めている。		
最終年度達成目標	・こども家庭センター運営において、児童福祉機能と母子保健機能の一体的な支援が確立している。 ・こども家庭センターが、子育て家庭同士のつながる拠点となっている。 ・公民連携による子育て子育て支援のネットワークの方向性が具体化している。		
取組手順	・こども家庭センターでの児童福祉と母子保健サービスの一体的な運営 ・めぐろ子ども子育てサポートグループ登録団体との連携協力(子どもと子育て家庭が気軽に立ち寄れる居場所づくり、子育てネットワークの創出)		

継続事業

No	事業名	事業内容	担当課
Ⅲ－(4)－02	はじめての子育ての集い	生後2～5か月までの乳児と母が集まり、交流を深め、情報交換をすることにより、育児不安の軽減を図る。	地域保健課
Ⅲ－(4)－03	子育てふれあいひろばの運営及び民間ふれあいひろばへの支援	0歳から概ね3歳未満の子どもと子育て家庭を対象とした施設で、おもちゃや絵本がある乳幼児の遊び場があり、子育て講座や相談などを通じて、就学前の子どもを持つ家庭の子育ち子育て支援に向けた運営を行っている。また、民間事業者等が行っているひろば事業に対しては補助などの支援を行う。	放課後子ども対策課 こども家庭センター 保育課
Ⅲ－(4)－04	児童館における乳幼児活動	児童館において、乳幼児とその保護者を対象に、子どもや親同士が知り合い、仲間づくりをする場として事業を展開する。また、保護者の孤立化を防ぎ、子育てについての情報交換や不安の解消等に取り組む。 ①乳幼児クラブ 乳幼児と保護者が楽しみながら友達を作り、地域の中で子育ての輪を広げていくとともに、その後の活動が発展していくことも視野に入れた支援を行う。 ②乳幼児のつどい 専門家や職員による子育て講座を実施する。 ③ベビー活動 活動をきっかけとして児童館利用の定着を促し、保護者同士の交流を図る。	放課後子ども対策課
Ⅲ－(4)－05	区立保育園開放	保育園在園児以外の親子を対象に保育園の施設開放や、保育園の行事などへの参加を促し、子育て家庭の交流を図る。 施設開放：園庭、プール、園舎内空きスペース 行事など：身体測定、納涼会、運動会など	保育課
Ⅲ－(4)－06	区立幼稚園・こども園の園庭・保育室開放	未就園児の親子に園庭や保育室を開放し、子どもの遊びを通じた子ども同士の交流や保護者の交流を図る場や機会を提供する。	学校運営課

基本目標Ⅳ 子どもが地域で育てられともに成長するまち

（1）多様な活動場所の提供

現状と課題

目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査における、「放課後に出来るとよいこと」では、「自由に遊びたい」が最も多く、小学生で70.9%、中学生で51.4%が回答しています。また、「自分が落ち着ける、安心していられる場所」の質問では、「学校」と答えた小学生が50.7%、中学生が39.7%で、「児童館・学童保育クラブ」と答えた小学生が25.0%、中学生が2.5%となりました。

児童館では、遊びを通じて子どもの健康を増進し、情操をはぐくむことを目的に、子どもに健全な遊びの場を提供しています。乳幼児の保護者をはじめ、すべての子育て家庭の支援拠点として地域の子育ち子育て相談の機能を確保するとともに、小学生、中学生の安全・安心できる居場所として、その重要性が高まっています。

一方、既存の公共施設は、子どもだけの施設ではないこともあり、様々な決まりごとや規制も多く、子どもが自由に遊べるような環境にはなっていないとの指摘もあります。

区内で、子どもの意思により自由に遊ぶことや、友達同士で活動できる新たな活動場所の確保が難しい中で、改めて公共施設も含めた既存施設などの有効活用手法について検証していくことも必要です。

施策の方向性

- 既存施設などを有効活用して、多様な子どもの活動場所の確保に向けた検討を進めます。
- 児童館利用者である18歳未満のすべての子どものグルーピングを見直し、各年代の子どもたちがより効率的かつ快適に過ごせる居場所づくりに向けた検討を進めながら、活動場所の拡充を考えていきます。
- 学校開放運営委員会の活動を支援し、子どもの居場所を確保します。

関連するSDGs分野



成果指標

指標名	現状値	目標値(令和11年度)
中高生の児童館の年間延べ利用人数	25,360人	20%増

プロジェクト事業

事業名： 児童館等の役割再構築＜再掲＞ ■放課後子ども対策課

事業区分	子ども・若者居場所づくりプロジェクト	事業番号	Ⅱ－(3)－04
事業概要	地域における子ども等の居場所である児童館等のあり方を検討し、時代に即した新たな居場所としての再構築を図る。		
現況	区はこれまで児童館、学童保育クラブ、ランランひろばなど、子どもや子育て家庭の居場所として、地域における児童福祉の向上の役割を果たしてきた。これまでの機能・役割に加え、中高生への支援、虐待・貧困などの社会を取り巻く福祉課題への対応、SNS等の活用やオンラインでの交流など、社会情勢の変化に合わせた見直しをすることが、今後の総合的な子ども家庭支援体制の構築に向けて重要な課題となる。 現在、子どもを取り巻く状況の変化に伴う課題を洗い出し、今後の児童館等のあり方の方向性を検討している。		
最終年度 達成目標	・児童館等がこれまで以上に中高生の居場所として機能している。 ・第三の居場所として虐待やいじめ、貧困などの福祉的課題にも対応している。 ・地域における子ども等の居場所として、児童館等の各事業を展開している。 ・総合的な子ども家庭支援体制の一つとして機能し、関係機関と連携しながら、子どもや子育て家庭の様々な課題に取り組んでいる。		
取組手順	・児童館等のあり方の検討 ・子どもたち(特に中高生を中心とした)ニーズの把握、検証 ・児童館等の役割再構築に関する計画策定 ・策定した計画に基づいて、各取組・事業を実施		

事業名： 既存の社会資源などを活用した子どもの居場所事業＜再掲＞ ■放課後子ども対策課
■みどり土木政策課
■道路公園課

事業区分	子ども・若者居場所づくりプロジェクト	事業番号	Ⅱ－(3)－05
事業概要	子どもが自らの意思で自由に活動できる居場所づくりに向けて、子どもに関連する社会資源(学校、児童館、公園など)を有効活用しながら、子どもがいきいきと成長していくことができる環境を整備する。		
現況	子どもが過ごす居場所として学校、児童館、学童保育クラブ、公園をはじめとして様々な居場所があるが、制約が多い場所も多く、子どもが自分の発想で自由に遊んだり、学んだりすることができる場所が限られている。		
最終年度 達成目標	・子どもが自分の意思で自由に活動できる居場所づくりが実現している。 ・子どもがいきいきと過ごせる場所が確保されている。		
取組手順	・子どものニーズ把握、検証 ・公園等を活用した子どもの居場所づくりに向けた検討 ・有効活用が見込める社会資源の調査、関係機関へのアプローチ		

事業名： すべての小学生のための放課後の
居場所づくり<再掲> ■放課後子ども対策課

事業区分	子ども・若者居場所づくりプロジェクト	事業番号	Ⅱ－(3)－06
事業概要	すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所を提供するため、子ども若者部と教育委員会が連携して、学童保育クラブ、ランランひろば及び子ども教室を同一小学校内で実施する一体型を中心とした放課後子ども総合プランの実施に向けて整備を進める。		
現況	平成31年度にモデル事業を開始し、令和3年度以降、開設可能な小学校から順次整備を進めている。令和6年度現在、21校で一体型(校内交流型)の事業を実施している。		
最終年度 達成目標	新たな放課後の子どもの居場所事業が実施され、児童が放課後等を安全・安心に過ごす環境が整備されている。		
取組手順	・令和7年度 ランランひろばのサービス拡大開始 ・令和8年度 ランランひろば新規開所(1か所) ・令和9年度以降 新たな放課後の子どもの居場所事業実施		

新規・拡充事業

事業名： 芝生・キッズパークエリアの再整備 ■総務課
<再掲>

事業区分	新規	事業番号	Ⅱ－(3)－09
事業概要	地域における子どもの多様な居場所づくりを目的とし、目黒区総合庁舎屋上庭園の芝生・キッズパークエリアの再整備を行うことで、総合庁舎の屋上からの景色を楽しみながら親子でくつろげる空間を新たに創出する。		
現況	令和6年度に芝生エリアの一部を拡張し、遊具やベンチの設置等により親子でくつろげる空間として芝生・キッズパークエリアの整備を行った。		
計画目標	総合庁舎屋上庭園の芝生・キッズパークエリアが、子どもと子育て家庭の憩いの場所となっている。		

継続事業

No	事業名	事業内容	担当課
Ⅳ－(1)－01	学校開放	子どもの地域での安全な居場所、またスポーツレクリエーションや交流の場として、小学校の校庭(学校ひろば ⁶¹)の開放を行う。	スポーツ振興課
Ⅳ－(1)－02	学校開放運営委員会の活動支援	学校が子どもの居場所や地域の人々とのふれあいの場、活動の場となるよう、住民の主体的な参加による学校開放運営委員会を支援する。	スポーツ振興課

⁶¹ 学校ひろば…子どもたちや地域の安全な遊び場として、区立小・中学校の校庭を区民に開放する事業。

(2) 文化・スポーツ活動への支援

現状と課題

子どもにとって文化・スポーツ活動は、心身の両面にわたる健全な発達に大きな意義があります。区では、めぐろ芸術文化振興プランに基づき、子どものころから芸術文化に触れる機会の充実を図るため、様々な事業を実施しています。中でも、「伝統文化子ども教室」では、いけ花・茶の湯・日本舞踊など日本の伝統文化を体験してもらうことで、子どもたち自身のアイデンティティーの形成に寄与しています。

そして、子どもの生活環境が大きく変化する中で、今後は映像やダンスなどの新しい芸術文化に触れる機会を子どもの目線を重視しながら提供することが必要とされています。

その他、子どもたちがスポーツなどの身体活動を通じて、運動能力や体力の養成を行うことは、心身の健全な発達・成長を促し、より豊かで充実した生活を送る上で大変重要なことです。子どもたちに様々なスポーツ体験の機会を提供するほか、子どもたちの身近な施設での活動機会を適切に確保していく必要があります。

施策の方向性

- 子どもに魅力のある芸術文化事業の提供や子どもへの伝統文化の継承に関する事業を行います。
- 放課後の学校施設などで行う「子どもの居場所づくり活動」等で子どもが多様なスポーツを楽しめる機会の確保に努めていきます。
- トップアスリートの競技観戦や、e スポーツへの参加など、様々なツールを活用してスポーツとつながり、参加意欲の醸成やコミュニケーション能力を培います。
- 障害の有無や年齢、性別、国籍等に関わらず、誰もが共にスポーツを楽しむ共生社会を推進していきます。

関連する SDGs 分野



成果指標

指標名	現状値	目標値(令和11年度)
子どもの体力・運動能力調査における体力合計点(東京都)	—	学年・男女別平均を1ポイント以上引き上げる。

新規・拡充事業

事業名: MDC(メグロダンスコネクション) ■文化・交流課

事業区分	新規	事業番号	IV-(2)-01
事業概要	2024パリ五輪で正式種目として採用され、健康促進やコミュニティ形成の活性化等、様々な可能性を持つダンスをテーマとし、子どもから大人まで多くの区民にダンスに触れる機会を提供する。		
現況	令和6年度 初回実施		
計画目標	めぐろパーシモンホール大ホールでの出演機会を提供し、多くの子どもがダンスの楽しさを知り、気軽に体験したいと思うような機運を醸成する。		

事業名: アウトリーチプログラム

■文化・交流課

(目黒区芸術文化振興財団)

事業区分	拡充	事業番号	IV-(2)-02
事業概要	公益財団法人目黒区芸術文化振興財団(めぐろパーシモンホール)が行うアウトリーチ ⁶² プログラムによる、小学校を中心とした出張コンサートなどを実施して子どもたちへの鑑賞機会を提供する。		
現況	令和3年度実績 合計 27 施設／2,165 人 令和4年度実績 合計 33 施設／2,747人 令和5年度実績 合計 36 施設／3,132人		
計画目標	実施可能施設を網羅してきているため、公演数を増やすことにより参加人数の拡充を図る。		

事業名: トップアスリート交流イベント

■スポーツ振興課

事業区分	新規	事業番号	IV-(2)-03
事業概要	子どもたちのスポーツ活動への意欲を向上させ、夢や目標を持つことを後押しすることを目的として、オリンピック等のトップアスリートと区内在住・在学の小・中学生との交流イベントを開催する。		
現況	令和5年度 バレーボール、バドミントン、体操の分野で実施 令和6年度 ブレイキン、バスケットボール、体操の分野で実施		
計画目標	トップアスリート交流事業を通じて、子どもたちのスポーツへの動機付けを促進するとともに、夢や目標を持ってスポーツに取り組む機運が醸成されている。		

⁶² アウトリーチ…芸術文化分野においては、芸術文化に接する機会や関心がない人々に対し、興味と関心を持たせるために芸術家・企画者側から働きかけるなどの様々な活動。例として、音楽家が学校や病院などの音楽ホール以外の場所に出張して行う演奏活動などがある。医療福祉分野においては、生活上の課題を抱えているが相談機関等へ出向くことができない個人や世帯に対して、訪問支援、当事者が行きやすい場所での相談、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかけること。

事業名： トップアスリート競技観戦ツアー ■スポーツ振興課

事業区分	新規	事業番号	IV-(2)-04
事業概要	スポーツの感動や応援するきっかけづくりのため、区内在住・在学の小・中学生を対象に、国内で行われるトップアスリートの競技を観戦する。		
現況	令和4年度実績 ソフトテニス「ルーセントカップ 第63回東京インドア全日本ソフトテニス大会」 令和5年度実績 柔道「グランドスラム東京」、空手「第51回全日本空手道選手権大会」 令和6年度実績 テニス「東レパンパシフィックオープンテニス2024」、車いすバスケットボール「天皇杯第50回記念日本車いすバスケットボール選手権大会」		
計画目標	子どもたちのスポーツへの動機付けを促進するとともに、夢や目標を持ってスポーツに取り組む機運が醸成されている。		

事業名： e スポーツ体験事業 ■スポーツ振興課

事業区分	新規	事業番号	IV-(2)-05
事業概要	子どもから高齢者まで、性別や障害の有無にかかわらず誰もが気軽に参加することができ、健康、福祉、教育、国際交流など、様々な分野での活用が期待されるeスポーツの体験イベントを実施する。		
現況	誰もがスポーツにアクセスできるようにするため、次期スポーツ推進計画(令和8年度～令和17年度)では、スポーツの定義にeスポーツを含める方向である。このため、eスポーツを実際に体験できるイベントを企画・実施していく。		
計画目標	eスポーツの楽しみ方や今後の可能性について、区民へ普及・啓発をしていくとともに、参加した子どもたちがeスポーツを通じて社会性を育むことで、子どもたちの健やかな成長を支援する。		

事業名： 区民交流ボッチャ大会 ■スポーツ振興課

事業区分	新規	事業番号	IV-(2)-06
事業概要	区民の健康の保持増進や障害者スポーツの推進につなげていくため、パラスポーツとして注目され、障害のある方はもとより、子どもから高齢者まで幅広い世代が楽しむことができるボッチャの区民交流大会を実施する。		
現況	・令和4年度実績 21チーム、82名が参加(約10名の小学生が参加) ・令和5年度実績 31チーム、99名が参加(約5名の小学生が参加)		
計画目標	令和7年度以降は、外出することが困難な障害のある方等が、分身ロボットを使用して福祉施設等にいながら遠隔で大会に参加できる機会の提供なども検討していく。 区民交流ボッチャ大会を通じて、障害の有無や年齢、性別、国籍等を問わず誰もが楽しんで交流を促進し、地域スポーツの振興を図る。		

継続事業

No	事業名	事業内容	担当課
Ⅳ－(2)－07	子どもに魅力のある芸術文化事業	子どもが地域において、身近に芸術文化を体験することを通じて、豊かな創造力・想像力等を養うことを目的として、美術館や文化ホール等で子どもに魅力のある事業の充実を図る。	文化・交流課
Ⅳ－(2)－08	子どもへの伝統文化の継承	伝統・文化についての子どもたちの理解が深まり、日本の良さを発信する能力や多様性を尊重できる資質を育成することを目的として、小学生やその保護者を対象に、日本の伝統文化に触れることのできる教室を実施する。	文化・交流課
Ⅳ－(2)－09	体育館等の子ども向け事業	子どもがスポーツの楽しさや喜びを体験することを通じて、心身の健全な発達を促し、豊かな心や思いやりの心をはぐくむため、「子どもサポートプラン」を実施し、区立プールを中学生以下の子どもに対して無料で開放する。また、各体育館等において、子どもや親子が参加できるスポーツ事業（教室講習会、スポーツ広場等）を開催する。	スポーツ振興課
Ⅳ－(2)－10	総合型地域スポーツクラブモデル事業	地域住民が主体となって運営し、子どもから高齢者まで、地域の誰もが年齢や興味・関心に応じて生涯を通じて活動できる多種目型のスポーツクラブの中で、子どものスポーツ活動の支援を図る。	スポーツ振興課
Ⅳ－(2)－11	地域の教育力を活かした教育活動	子どもが、スポーツに親しむための契機となるよう地域の各スポーツ活動を支援する。	スポーツ振興課
Ⅱ－(1)－17	社会教育館等の子ども向け事業＜再掲＞	「目黒区生涯学習実施推進計画」に基づき、社会教育事業として、社会教育館、緑が丘文化会館で青少年を対象とした自然体験・社会体験等の社会教育事業を実施する。	生涯学習課
Ⅱ－(2)－32	日本の伝統文化理解教育＜再掲＞	子どもが伝統文化に触れる機会をつくるため、伝統芸能継承者を区立学校へ派遣する。	教育指導課

No	事業名	事業内容	担当課
IV-(2)-12	図書館の子ども向け事業	① 学校に向けた事業 ・小中学校等への団体貸出や、司書教諭、学校図書館司書、学校図書館ボランティア等を対象にした本の修理講習会を行う。 ・職場体験学習、学校訪問、図書館見学、調べ学習等の支援を行う。 ② 児童・乳幼児への事業 ・乳幼児の保護者に初めて出会う絵本を紹介することにより、乳幼児の本への興味を育成し、家庭での読書や図書館利用を促進する。 ・館内等の読み聞かせボランティアを育成する。 ③ 読書活動の推進事業 ・認定こども園、保育園、児童館、学童保育クラブなどの公共施設の読書支援を行う。	八雲中央図書館



タイトル:馬車の街

（3）子どもの育ちを支える地域づくり

現状と課題

核家族化や少子化に伴い、子どもたちが異年齢集団や異年齢の人と接する機会が失われています。目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査において、何でも悩みを相談できる人が地域にいと答えた中高生は、12.3%にとどまっています。

また、学校を取り巻く課題が複雑化・困難化する中、それらの解決には、地域と連携・協働する体制を構築し、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を一体的に推進することが求められています。

学校や児童館においては、地域の人材を活用し、子どもが地域とのつながりを感じることでできる様々な行事や取組を行っています。

子どもが地域の中で、様々な人とのふれあい、体験活動を通じて健やかに成長し、やがて地域社会の一員として活躍していく持続可能な地域共生社会を実現していくことが必要です。

子どもが安全・安心に暮らせる地域づくりがまちの活性化につながります。

施策の方向性

- 子どもや子育て家庭を支援する地域活動団体と連携しながら、地域全体で子育てをする仕組みづくりを進めていきます。
- 家族や地域の人々や児童館を卒業した青年の社会参加の場として、児童館行事や活動に参加しやすい環境を工夫し、ボランティアによる地域の子育て支援を進めていきます。
- 中高生や地域と連携し、学習活動やボランティア意識の醸成を図ります。
- 学校運営協議会⁶³と地域学校協働活動⁶⁴との一体的推進を通じて、地域と学校が互いに連携・協力して魅力ある地域づくり・学校づくりを進めていきます。

関連する SDGs 分野



成果指標

指標名	現状値	目標値(令和11年度)
めぐろ子ども子育てサポートグループ制度の登録団体数	27	増加

⁶³ 学校運営協議会…学校と保護者や地域の方々が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づいた仕組みのこと。

⁶⁴ 地域学校協働活動…幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動であり、平成29年3月の社会教育法の改正により法律に位置づけられている。

プロジェクト事業

事業名: 要保護児童対策地域協議会の連携強化<再掲> ■こども家庭センター

事業区分	総合的な子ども家庭支援プロジェクト	事業番号	I-(3)-05
事業概要	地域における児童相談体制の強化に向けて、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るとともに、都区との連携強化を通じて、子どもの命を守り、いきいきと成長していけるような環境づくりを目指していく。		
現況	令和5年度に警視庁と「児童虐待対応の連携強化に関する協定」、目黒警察署・碑文谷警察署と「児童虐待対応の連携強化に関する覚書」を締結した。		
最終年度達成目標	・要保護児童対策地域協議会の機能強化が進んでいる。 ・都区との連携強化の取組が実現している。		
取組手順	・要保護児童対策地域協議会の機能強化について検討 ・関係機関や、地域(民生委員・児童委員、主任児童委員、子育てグループ等)とのネットワークの拡大 ・東京都児童相談所のサテライトオフィスを活用した都区連携の強化		

事業名: 公民連携による地域子育てネットワークの構築<再掲> ■子ども若者課
■子ども家庭支援拠点整備課
■こども家庭センター

事業区分	総合的な子ども家庭支援プロジェクト	事業番号	Ⅲ-(4)-01
事業概要	目黒区子ども条例に掲げる「地域で子育てを支える」ことを目指して、地域の様々な主体との連携を通じて、地域で子どもの育ちを支えるネットワークづくり、コミュニティづくりに取り組んでいく。		
現況	令和6年5月、地域、企業、教育機関など様々な主体との連携構築を目指して、「めぐろ子ども子育てサポートグループ」制度を立ち上げ、9月には第1回の会議を開催した。その中で、区が目指す子育てのためのネットワークづくりに賛同いただいた団体と仕組みづくりについて検討をスタートした。		
最終年度達成目標	こども家庭センターを拠点として、子育て子育てのためのネットワークづくりが進んでいる。		
取組手順	・こども家庭センター内での子ども子育て相談支援事業を通じた居場所づくり ・めぐろ子ども子育てサポートグループ登録団体を中心とした地域ネットワークづくりに向けた連携協力 ・民生委員・児童委員、主任児童委員等、その他様々な主体とのネットワークづくり		

新規・拡充事業

事業名： 地域学校協働活動の推進

■生涯学習課

事業区分	新規	事業番号	IV-(3)-01
事業概要	幅広い地域住民等の参加を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるため、各学校・園に地域学校協働本部を整備することを通じて、「学校を核とした地域づくり」を目指す。		
現況	令和7年度から小学校2校(原町小・不動小)、中学校1校(第一中)に学校運営協議会を設置し、併せて地域学校協働本部を整備する。		
計画目標	令和11年度までにすべての区立学校・園に学校運営協議会を設置し、併せて地域学校協働本部を整備する。		

事業名： 子ども食堂推進事業＜再掲＞

■子ども若者課

事業区分	拡充	事業番号	Ⅲ-(3)-03
事業概要	食を通じて、地域における子どもの居場所を充実させるとともに、子どもの生活状況を把握し必要な支援につなげることを目的として、子ども食堂を運営する団体への支援を行う。		
現況	令和6年度に子ども食堂の運営支援にかかる内容を拡充し、開設支援の取組等を開始した。連絡会等により団体と情報共有を行いながら、より地域に根差した活動となるよう引き続き支援を行っていく。		
計画目標	子どもの声を取り入れつつ、団体と連携しながら、子どもが気軽に通える居場所づくりへの支援を行う。		

継続事業

No	事業名	事業内容	担当課
IV-(3)-02	おもちゃの病院	ボランティア(おもちゃドクター)が、壊れたおもちゃを子どもの目の前で説明しながら修理し、子どもの物を大切にする心と科学の探究心を育てる。	産業経済・消費生活課
IV-(3)-03	親子ふれあい入浴デー	子どもが小さい頃から親子で公衆浴場を利用する機会をもち、公衆浴場に親しむ。	産業経済・消費生活課
IV-(3)-04	保護司会・更生保護女性会・BBS会の活動支援	犯罪や非行に陥った子どもの立ち直りのための支援及び犯罪や非行防止活動を行っている保護司会、更生保護女性会、BBS会に対して必要な支援を行う。	健康福祉計画課
IV-(3)-05	社会を明るくする運動への支援	犯罪や非行の防止と更生の援助に取り組む「社会を明るくする運動目黒区推進委員会」の活動を支援し、この運動の趣旨を広く区民に啓発していく。	健康福祉計画課
Ⅲ-(3)-06	地域の学習支援団体への支援事業＜再掲＞	子どもの居場所の一つとして、地域で活動している学習支援団体を対象とし、より安定した活動ができるよう支援を行う。	子ども若者課

No	事業名	事業内容	担当課
Ⅲ－(3)－07	ファミリー・サポート・センターの充実<再掲>	子育てを支援する人(協会員)、子育てを支援してほしい人(利用会員)が登録をし、区民相互の子育て支援活動として、必要なときに子どもを預かる等の支援を行う。	こども家庭センター
Ⅳ－(3)－06	児童館でのボランティアの育成と活用	ボランティアを支援する団体とも連携協力を図りながら、児童館で育った子どもたちをはじめ、青少年がボランティアとして子どもたちとふれあう機会を提供し、達成感が持てるよう支援する。 また、地域の大人がボランティアとして行事や運営に参加し、共に地域の子どもを育てる。	放課後子ども対策課
Ⅳ－(3)－07	ふらっとネットワーク	児童館活動を地域で支えていく関係づくりを目指して、住区住民会議、青少年委員、主任児童委員、近隣小中学校関係者、児童館利用児童保護者などの地域の大人と、子どもたちのことや児童館運営について情報交換を行う。	放課後子ども対策課
Ⅳ－(3)－08	保護者の児童館活動への参加の促進	保護者が子どもと共に児童館活動に参加し、同じ子育て世代との交流を深め、保護者間で子育て情報の交換する機会を提供する。 ・保護者が参加しやすい行事・活動の実施 ・親子で参加できる行事の実施 ・児童館ボランティアへの勧誘と地域のボランティアグループなどへ紹介	放課後子ども対策課
Ⅳ－(3)－09	青少年の乳幼児ふれあい体験	区立保育園全園及び児童館で、主に中高生の保育体験ボランティアや区立中学校における職業体験学習の受入れを行い、園児と触れ合いながら、乳幼児の遊びや生活等を体験してもらうことで、ボランティア意識の向上と地域への愛着心をはぐくむ。	放課後子ども対策課 保育課
Ⅳ－(3)－10	地域教育懇談会の活動支援	家庭・学校・地域が連携し、地域で教育課題の話し合いや情報交換を行い、地域ぐるみで子どもをはぐくむ活動の支援を行う。	生涯学習課

基本目標Ⅴ 子どもが安全にすごせる子育てにやさしいまち

（1）防犯・防災対策の推進

現状と課題

近年、大規模地震や台風の大雨などによる被害が各地で発生し、住宅の倒壊等で被災した乳幼児や児童を含めた住民の迅速な支援が重要となっています。

子どもを預かる児童福祉施設や教育施設等においては、何よりも子どもたちの安全・安心の確保と、発災以後の日常生活への配慮が大きな使命であり、今までの取組以上に対策を講じていかなければなりません。

また、子どもが犯罪から守られ、地域で安全に生活していくためには、家庭、学校、町会、PTA、ボランティア団体等が地域で連携を図りながら活動していくことが求められています。子どもの安全対策は、地域全体で取り組むことが重要であり、それには区民の防犯意識を高めるための効果的な情報提供が求められます。

区内には、町会・自治会、PTA等の多くの地域団体が「目黒区地域安全パトロール協力会⁶⁵」に加盟し、登下校時の子どもの見守り活動を行っています。今後も子ども見守り活動の充実を図っていく必要があります。

施策の方向性

- 学校では、子どもたちが危険から身を守るための適切な行動がとれるよう、自然災害から身を守る防災教育や生活安全、交通安全などに関する安全教育の充実を進めていきます。
- 教職員に対して、自然災害、犯罪や事故から子どもたちを守るために、様々な危機を想定した各種研修・訓練・講習を行い、日ごろから危機管理意識を持つように指導を行っていきます。
- 子どもが自然災害発生時に安心して避難できる避難所を充実させていきます。

関連する SDGs 分野



⁶⁵ 目黒区地域安全パトロール協力会…区内を中心に地域に密着した業務を行っている事業者等と協力し、区民の防犯意識の啓発を促すことを目的として創設された会。

成果指標

指標名	現状値	目標値(令和11年度)
災害時に自分の安全を守るため適切な行動をとることができると思う児童・生徒の割合	95.7%	96%
犯罪被害や交通事故を防止するための学習に真剣に取り組んでいる児童・生徒の割合	95.3%	96%

新規・拡充事業

事業名: 学校における防犯対策

■教育政策課

事業区分	新規	事業番号	V-(1)-01
事業概要	全国の自治体において、学校敷地内へ不審者が侵入し学校関係者等に危害を加える事件等が発生しており、学校・園の防犯対策の一層の強化を図るため、区立小・中学校及び幼稚園・こども園に、委託により警備員を配置する。		
現況	令和5年度実績 行事警備として、区立小・中学校及び幼稚園・こども園における運動会・体育祭の実施に当たり、委託による警備員の配置を行った。 令和6年度実績 行事警備に加え、区立小学校及び幼稚園・こども園への昼間警備を、試行として開門時間を中心に委託による警備員の配置を行った。		
計画目標	区立小学校及び幼稚園・こども園については行事警備と昼間警備を統合した形で、委託により警備員を通年配置し、中学校については引き続き行事警備を実施する。		

継続事業

No	事業名	事業内容	担当課
V-(1)-02	生活安全パトロールの継続実施と活動強化	犯罪の未然防止や子どもの安全確保等のため、青色回転灯装備車両による生活安全パトロールを継続実施し、犯罪発生状況に即した警戒活動により区民の安全・安心を確保する。	生活安全課
V-(1)-03	犯罪防止対策の推進	子どもが安全に過ごす環境づくりを推進するため、以下の取組を行う。 ・各種広報・啓発活動の推進 ・町会、自治会、PTA等への防犯講話 ・パトロール団体に対する研修会の開催(年1回)	生活安全課
V-(1)-04	地域安全パトロール団体等への防犯資器材貸与及び防犯ブザーの配布	・地域の防犯パトロール団体の結成促進と活動支援を行い、地域に即したパトロール態勢の構築を図る。 ・子どもたちの登下校時の安全確保のため、新小学1年生に防犯ブザーを配布する。	生活安全課

No	事業名	事業内容	担当課
V-(1)-05	災害時における乳幼児や児童の防災拠点整備	日常生活においても健康面などに配慮が必要な乳幼児・児童が、災害時に安心して避難できる防災拠点を地域の中で整備する。 「目黒区地域防災計画」では、住区センター併設児童館を「補完避難所」、区立保育園5か所を「福祉避難所」として、位置づけている。	放課後子ども対策課 保育課 保育計画課
V-(1)-06	安全・安心に関する情報提供	警察から提供を受けた防犯情報等を基に、生活安全ニュースを発行し、住民の自主防犯活動を促進する。	生活安全課
V-(1)-07	保育園、児童館等における危機管理意識の高揚	犯罪被害防止の訓練や指導を通じて幼児・児童・生徒の安全確保及び保育園、児童館等の安全管理を徹底する。	放課後子ども対策課 保育課
V-(1)-08	保護者連絡システムの活用(学校緊急情報連絡システム)	学校生活や通学途中等における子どもの安全を守る手段の一つとして、保護者連絡システムを活用して不審者情報などの防犯情報や災害時における学校からの連絡を、区立小・中学校及び幼稚園・こども園の保護者に配信し情報を共有することで、子どもの安全を確保していく。	教育政策課
V-(1)-09	学校の防災対策・応急救護体制の実施	災害発生を想定した避難訓練や集団下校訓練の実施のほか、救命講習等を定期的実施して、学校の防災対策と応急救護体制を強化する。	教育政策課
V-(1)-10	安全教室	小学校低学年から防犯教育プログラムなどを実施することにより、子ども自身が連れ去りなどの犯罪から自分の身を守るための知識や技能を修得する。	教育指導課
V-(1)-11	学校における危機管理意識の向上	子どもの安全を確保するためには、教職員が日ごろから危機管理意識をもち続けることが不可欠であることから、危機管理研修や実践的訓練を定期的実施する。	教育指導課
V-(1)-12	安全教育	児童・生徒の健全育成の充実を図るとともに、保護者・地域の参加による非行・犯罪被害防止教育の推進を図る。	教育指導課
V-(1)-13	こども110番の家	事件や事故等による子どもたちの被害を未然に防止するため、小・中学校の通学路や遊び場周辺の在宅機会の多い家庭や商店等の協力を得て、子どもたちが身の危険を感じたときに緊急避難できる場を確保する。	子ども若者課

(2) 交通安全対策の推進

現状と課題

交通安全意識や交通マナーの啓発、交通安全対策により、区内の交通事故全体の件数は減少傾向にありますが、自転車に係る事故件数の割合は令和2年度頃から増加傾向となっています。

子どもや保護者が安心して安全に移動できるよう自転車通行ルールの周知・啓発にあわせ自転車走行環境整備を計画的に進めていくとともに、すべての人が、安心して安全に外出でき、日々の生活が送れるまちの実現を目指すことが必要です。また、通学路の安全点検等に基づき、危険箇所の交通安全対策を進めていくことも重要です。

施策の方向性

- 通学路や裏通りで危険箇所の交通安全対策や自転車走行環境整備を進めます。
- 警察署や関係団体等との連携により、子どもが、安全に通行するための交通ルールやマナー、自転車の正しい乗り方などが身に付くよう交通安全教育等を継続して実施します。

関連する SDGs 分野



成果指標

指標名	現状値	目標値(令和11年度)
保護者や地域と連携した通学路の点検実施校数	7校	12校

新規・拡充事業

事業名: 通学路の安全点検(合同点検)の推進 ■教育政策課

事業区分	拡充	事業番号	V-(2)-01
事業概要	通学路の安全確保に向けた取組を着実かつ効果的に実施するため、交通安全プログラムに基づき、学校・PTA、地域住民と関係機関との合同で通学路の点検等を実施する。		
現況	学校(教職員・PTA)、地域(町会等)、区職員、警察署等と連携し、毎年7校程度、通学路の危険箇所の合同点検を実施している。 また、令和3年6月に発生した千葉県八街市での交通事故を受け、令和3年度に文部科学省からの依頼により点検対象箇所を抽出して、別途合同点検を実施した。		
計画目標	学校・PTAに合同点検の積極的な検討を促すとともに、関係機関との連携を強化しPTAからの要望に応じて順次実施校を拡大していく。		

事業名: 中高生による交通安全啓発事業
<再掲> ■土木管理課

事業区分	新規	事業番号	I-(2)-07
事業概要	交通安全という社会課題を自ら考えることで、自らの能力を発見・伸長させる方法を学び、同世代に伝える方法として、中学・高校生タウン情報誌「めぐろう」の付録として交通安全啓発品を配布する。		
現況	令和6年度、交通安全キャラクターをデザインし、啓発品として作成し、交通安全の啓発を行った。		
計画目標	啓発品の配布を通じて、交通安全を周知していくとともに、子どもたちが自ら考えたものをつくり、社会に発信する機会を提供する。		

継続事業

No	事業名	事業内容	担当課
V-(2)-02	通園・園外保育等の交通安全対策の推進	未就学児が日常的に集団で移動する経路の通行の安全性を高めるため、保育施設、道路管理者、警察署により実施した点検結果を踏まえ、抽出した危険箇所について関係機関が共有するとともに、連携して交通安全対策を実施する。	保育課 みどり土木政策課 道路公園課
V-(2)-03	総合的な自転車対策の推進	子どもから高齢者まで安心して利用できる自転車走行環境の整備のため、交通安全対策として優先度が高い、駅周辺を中心に区道77.7kmを整備する。	みどり土木政策課

No	事業名	事業内容	担当課
V-(2)-04	交通安全教育等	子どもの交通安全意識向上のため、警察や保育園、小学校、区民団体等との連携により道路横断訓練や自転車安全教室等の交通安全教育を実施するとともに、交通安全運動や広報等による啓発を図る。	土木管理課
V-(2)-05	安全・安心の道路交通対策	通学路や裏通りでの交通安全対策を行い、小学生をはじめとする歩行者のさらなる安全を確保する。	みどり土木政策課



タイトル: はなまる いいね!

（3）子育てにやさしい環境づくり

現状と課題

区では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律や目黒区移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想などにに基づき、子どもや高齢者、障害者など、だれもが安心して安全に利用できる環境整備を進めています。

自然環境の減少や都市化など、子どもや子育て家庭への環境が大きく変化する中、子どもたちが身近に自然と触れ合う近所の公園など（遊具、ひろば、みどり、休息する場など）においては、目黒区みどりの基本計画に基づいて整備や機能拡充（リノベーション）を進めています。令和5年度末の区民1人当たりの公園面積は1.74㎡となっています。

このような中で、子どもや子どもを連れた方などが、安心して安全に外出できるよう歩道等の環境整備、公園等の整備やリノベーションにより、子どもの年齢に応じた遊びができる場所の確保などが求められています。また、子どもが健やかに成長していくために、豊かなみどりや生き物が息する自然環境と接する場の整備が必要です。

そして、子育て世帯を中心とした区外への転出が増加傾向にあることから、地域で安定した住生活を送ることができるよう家賃助成など適切な支援や情報提供を行っていくことも必要です。

施策の方向性

- 歩道や公園の整備・改修を進め、多様なニーズへの対応を図ります。
- 家賃助成や区営住宅を通じて居住支援を強化し、住生活の安定を図ります。

関連する SDGs 分野



成果指標

指標名	現状値	目標値(令和11年度)
近所に子どもを安心して遊ばせる場所がないと思う保護者の割合	未就学児保護者:40.6% 小学生保護者:42.1%	35%

継続事業

No	事業名	事業内容	担当課
V-(3)-01	経路のバリアフリー化推進	すべての人が日常の活動を円滑に行うことができるように歩行者空間のバリアフリー化を図ることを目的に、経路(生活関連経路等)の歩道のバリアフリー化を進める。	都市計画課 みどり土木政策課 道路公園課
V-(3)-02	公園等の整備	身近な公園が不足する地域を中心に、新規の公園等の整備を進める。整備に当たっては、利用者の意見を反映させた施設づくりに取り組む。	みどり土木政策課
V-(3)-03	公園等のリノベーション	既存公園等の機能の拡充を着実に進める。リノベーション事業実施に当たっては、利用者の意見を反映させた施設づくりに取り組む。	みどり土木政策課
V-(3)-04	公園で自然や生き物とふれあう機会の提供	公園で、自然、園芸、生き物とふれあう体験や機会を提供し、講座等のプログラムへの参加を促すことにより、子どもの豊かな情操をはぐくむ。	みどり土木政策課 道路公園課
V-(3)-05	公的住宅の提供	子どもを扶養する世帯など、住宅の確保に特に配慮を要する世帯が区内で安心して住み続けられるよう公的住宅を提供する。	住宅課
Ⅲ-(2)-15	ファミリー世帯家賃助成 <再掲>	目黒区内の民間賃貸住宅に居住する、18歳未満の子を扶養する世帯に対して家賃の一部を助成することにより、居住の継続と子育ての支援を行う。	住宅課
Ⅲ-(2)-16	ひとり親世帯に対する民間賃貸住宅居住支援 <再掲>	ひとり親世帯等に対して民間賃貸住宅家賃助成等の居住支援を行う。	住宅課
V-(3)-06	ユニバーサルデザイン ⁶⁶ による施設整備(学校、児童館、保育園等)	公共的な建築物や公共施設の整備・大規模改修時において、バリアフリー法、東京都建築物バリアフリー条例、東京都福祉のまちづくり条例及び目黒区立施設福祉環境整備要綱に基づき、だれにでも使いやすい施設整備を進める。(バリアフリースイッチ、エレベーター等の設置等)	関係各課

⁶⁶ ユニバーサルデザイン…年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめてからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って都市施設や製品・サービスなどをデザインすること。



タイトル:だいすきな花のまち フラワー王国 花の女王とおともだち